令和４年度(2022 年度)

食品認証取得補助金

２次募集 募集案内

≪募集受付期間≫

令和４年６月３ 日(金)～6 月 30 日(木) 12:00 必着

※ 本案内、交付要綱及び申請書類は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部ウェブサイトからダウンロードできます。

https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/certification/

※ 提出にあたっては、期限に余裕を持って提出されるようお願いします。

※ 応募申請をご希望の場合は、申請者概要および事業計画書を持参のうえ、必ず事前にご相談ください。

≪申請書類の提出先・お問合せ先≫

一般財団法人さっぽろ産業振興財団　販路拡大支援部

〒003-0005　札幌市白石区東札幌５条１丁目１番１号

電話:011－820－2062　(平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

一般財団法人さっぽろ産業振興財団　販路拡大支援部

1　事業目的

本補助金は、食品※1衛生に対する消費者の意識の高まりやニーズの変化、食のグローバル化の進展等の食を取り巻く環境の変化に鑑み、市内食関連事業者等の行う食品衛生・品質管理等の認証※2取得の取組を支援し、国内外での競争力を高めることで、北海道産食品の販路を国内外へ拡大し、もって札幌市の食関連産業の振興を図ることを目的とする。

※注１　食品とは、医薬品、医薬部外品を除くすべての食品のことをいう。

※注２　認証とは、公的な団体又は当該団体により指定を受けた民間企業等に証明もしくは確認を受ける制度で、JFS、FSSC22000、ハラール認証等の取得により国内外での競争力強化につながると認められる認証のことをいう。

2　食品認証取得補助金とは

食産業事業者が食品衛生･品質管理を国際標準化することにより商業流通※1市場において競争力を高め国内外への販路を拡大することを目的とし、その目的に有効な各種認証の取得及び取得に向け社内体制構築を行う取組みに対し、必要な費用を補助します。

※注１　商業流通とは、自社店舗や自社系列店舗のみではなく、その他の事業者にも流通させることをいう。

3　補助対象事業内容

対象となる事業は、国内外での販路拡大等を目指して、各種認証を取得する取組み及び取得に向け社内体制構築を行う取組みであり、当該補助事業年度を含め２年以内に認証取得に努めていただきます。

（１）補助上限額　：200 万円

（２）補助率　　：補助対象経費の２分の１　※千円未満切り捨て

（３）対象となる食品衛生管理・品質管理の認証制度は以下のとおりです。

補助対象となる認証制度等
FSSC22000
ISO22000
JFS－B / C
SQF
ハラール認証
その他、取引先からの求めや輸出に対応するため取得しようとする認証制度。 ※ただし、自治体 HACCP を除く。

4　補助対象者の要件

本補助金の対象となる事業者は、下記の（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ（３）から（７）の全ての要件を満たす中小企業※1とする。なお、本条における本社（本所）とは、経営上の中心となる事業所であり、札幌市内の支店等については、必ずしも登記を要しない。

（１）　札幌市内に本社(本所)を有する食品製造業者、飲食店及び食品店頭販売店等の食関連事業者。

（２）　北海道内に本社（本所）を有し、札幌市内に工場を有する食品製造業者、飲食店、食品店頭販売店等の食関連事業者。

（３）　設立後１年以上経過し、補助を受ける事業(以下「補助事業」という。)を継続して実施する見通しがあり、実施するための経営資源(資金・人員・環境・目的意識等)が整っていること。

（４）　直近２か年度連続で、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「本財団」という。）が実施する本補助金の交付を受けていないこと。

（５）　関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていないこと。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。

（６）　市税を滞納していないこと。

（７）　反社会的勢力との関係を有していないこと。

※注１　中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第２条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。）であって、みなし大企業※2に該当しないもの。

※注２　みなし大企業とは、以下のものをいう。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている法人

5　補助対象経費

補助対象経費は、事業期間内に本事業の対象として明確に区別できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を積算根拠によって明確に確認できる、以下の経費を合計したものをいいます。

補助対象経費	事業実施のためにかかった１～６までの経費の合計(消費税抜き)	
	経費区分	補助対象の範囲
	１　認証審査費	認証審査機関による審査・登録等に要する経費
	２　報償費謝金等	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費、コンサルタント費及び招へいに伴う移動費
	３　研修費	従業員研修に必要な教材費等又はセミナー参加に

		要する経費
	4　旅費	研修受講等に必要な旅費
	5　機器購入費・修繕費	認証取得のために新たに生じた機器等の購入やリースに必要な経費及び既存設備を改修する必要が生じた場合の修繕経費 ※補助対象となる経費総額の２分の１以内でかつ200 万円以下とする。 ※取得価格が 50 万円以上の機器、備品等がある場合は「機器装置等保有状況表」の提出が必要。(当該年度を含め 6 年間) ※リースについては、補助対象期間に支払いが完了した経費のみを補助対象とする。 ※備品等の消耗品及びパソコン、プリンター、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ、スマートフォン等の、性質上補助交付の目的以外に使用可能な汎用物品は補助対象外とする。
	6　その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適当と認める経費

【留意点】

（１）事業開始後の補助対象経費変更は、基本的に認められませんので、申請の際には対象経費を十分に検討・確認のうえ、申請してください。
※新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が起こった場合を除く。

（２）申請にあたり、「積算根拠（支出・入手価格の妥当性を証明できる書類）」（カタログ・見積書・契約書等）を添付してください。

（３）補助金の交付は原則精算払いとなります。

（４）事業期間※1 内に全ての支払いを完了※2 している必要があります。

（５）以下のものは補助対象外となります。**※必ずご確認ください。**

・消費税及び地方消費税
・振込手数料（代引手数料含む）及び両替手数料
・土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
・固定資産税、水道光熱費等
・文房具など事務用品等の消耗品代、新聞等の購入及び、定期購読料等
・商品券等金券購入、収入印紙等
・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンター、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ、スマートフォン等）
・電話代、インターネット利用料金等の通信費
・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
・他の用途との併用となっている旅費・交通費等

・支出の確認できない経費等

※注１　事業期間とは、交付決定のあった日から本財団の会計年度の１月末日までの任意の期間をいう。
※注２　支払い完了とは、銀行口座やネットバンキング等を含め、事業期間終了日までに引落し・送金が完了していることをいう。（証明できる帳票提出必須）

6　事業期間

交付決定日から令和５年１月 31 日まで

7　事業のながれ

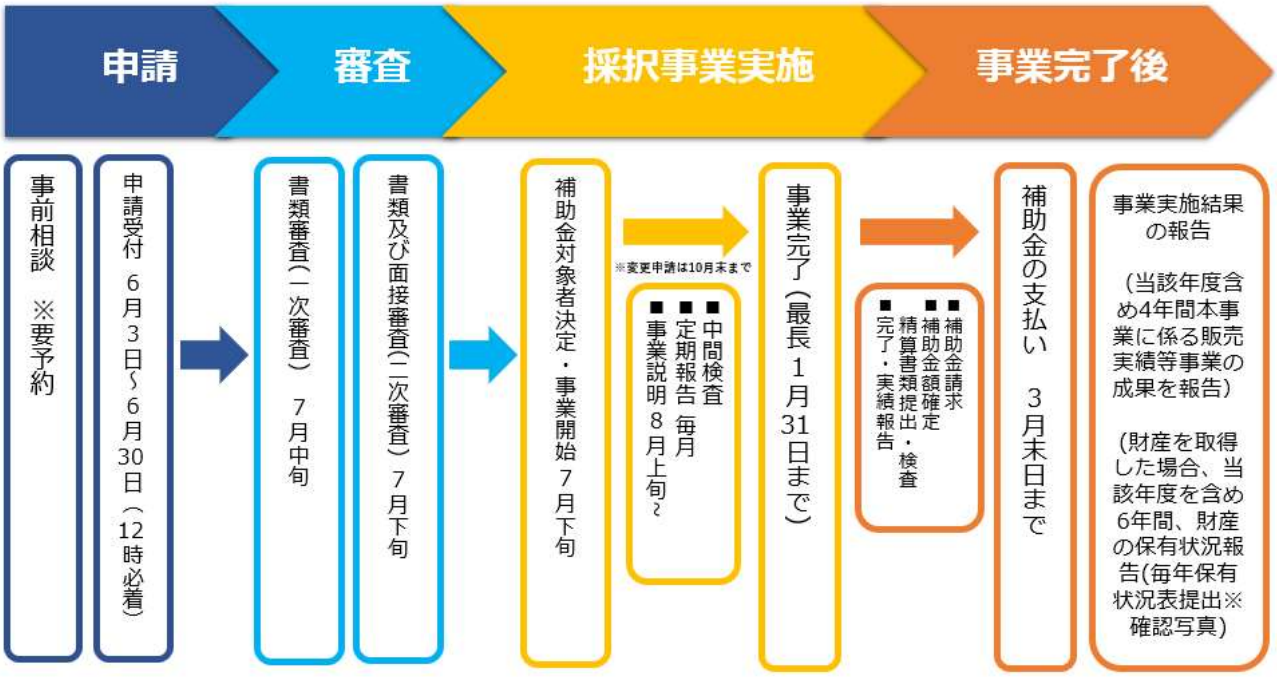

＜スケジュール（一部予定を含む）＞

・令和４年６月３日(金)　募集開始日
・令和４年６月 30 日(木)　募集締切日(12：00 必着)
・令和４年７月中旬　　一次審査(書類)
・令和４年７月下旬　　二次審査(書類・面接)
・令和４年７月下旬　　採択可否通知・交付決定日・事業開始
・令和５年１月 31 日(火)　事業完了

※事業完了後は、速やかに、事業完了届（様式 11)、事業実績報告書（様式 12)、補助金精算書（様式 13）に関係書類を添付して、本財団に提出していただきます。

※実績報告書に従って補助金交付額が決定され、補助金が交付されます。

※当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができない場合または減額される場合があります。

8　審査について

選定に当たっては、「審査委員会」において、一次審査（書面）と二次審査（面接）を経て、採択の可否を決定します。なお、二次審査（書類・面接）では、必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますのでご了承ください。

審査結果は令和４年７月上旬にお知らせします。

＜審査のポイント＞

事業目的との適合性	国内外への販路拡大等を目指した競争力強化に向けた認証取得であり、認証の取得を目指す目的が具体的かつ明確に設定されているか。（単なる衛生管理の向上を目的としたものではないか）
計画及び予算の妥当性	認証の取得に向けた事業実施スケジュールは適切か。また、事業実施に必要な経費が適切に積算・計上されているか。
認証取得の可能性	取得を予定している認証制度、認証取得へ向けた計画及び体制、他からの指導者又は協力者、スケジュール、これまで取得した食品等の製造品質認証制度を総合的に勘案して、取得実現性が高いか。
認証取得後の経営戦略の明確性及び販路拡大の実現性	本事業により取得する認証を生かしてどのように国内外での販路を拡大し売上を伸すか、具体的な根拠を伴った明確な経営戦略があるか。

9　提出書類・方法

●申請書類の様式は下記の HP からダウンロードできます。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部

食品認証取得補助金 https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/certification/

（１）必要書類

ア　応募申請提出書類チェックリスト

イ　補助金交付申請書（様式１）

ウ　申請者概要（様式２）

エ　事業計画書（様式３－１～６）

オ　誓約書（様式４）

カ　証明書（参考様式）

※札幌市内に本社を有しない場合のみ提出

キ　経費積算根拠を示す見積書等や補足資料

※様式３－１～６の事業計画書に対して補足資料がある場合、最小限に取りまとめたうえで補足資料として添付して下さい。必須書類ではありません。

ク　企業概要等パンフレット
ケ　直近２期分の決算報告書
※表紙、賃借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書及び利益処分案、注記表の写し
※個人の場合は、確定申告書２年分
コ　法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※申請日から遡って３か月以内に取得した原本（法務局にて取得可）
※個人事業主の場合は、開業届の写し
サ　直近の納税証明書**（指名願）※**
※申請日から遡って３カ月以内に取得した原本
※札幌市役所または札幌市の市税事務所にて請求し、取得ください。
【所得(市・道民税)証明・納税証明・課税証明請求書】(参考様式)
※請求時に必要事項を記入
※使用目的欄の「その他」に☑を入れ「食品認証取得補助金の申請」と記載
・必要な証明の種類など欄の「納税証明」に☑を入れ、証明項目(税目)欄の「その他」に☑を入れ、「指名願用」と記載
シ　前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
（２）提出方法
以下の書類を、持参または郵送にて提出してください。(メール等での提出不可)
ア　紙媒体　※A4 サイズ
以下のとおり正本１部と副本１０部を作成し、提出してください。
【正本】１部
・上記(1)ア～シを紙製のフラットファイルに綴じ、ファイルの表紙に「申請企業名」「事業計画名」を記載してください。
・書類ごと(様式１～４、参考書式、企業概要、決算書、謄本、納税証明書)にインデックスをつけてください。
【副　本】１０部
・上記(1)ウ 申請者概要(様式２)、エ 事業計画書(様式３-１～６)、キを後で綴れるように２穴パンチで穴をあけた上で、クリアファイル等で１つにまとめてください。
※副本１０部には企業概要等パンフレットは不要です。
イ　電子媒体
上記(1)ウ～エを電子媒体（USB メモリー等）に格納し、「申請企業名」「事業計画名」を記載した透明ビニール袋に入れて 1 部提出してください。

10　注意事項

（１）申請書類の返却はいたしません。

（２）本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。

（３）補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額または既に交付した補助金の返還命令が発生する場合があります。

① 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。 ② 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。 ③ 補助金の交付対象期間において、補助事業と同一の事業活動にて他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた（又は受けている）とき。 ④ 前各項目のほか、特に本財団理事長補助金の交付を不適当と認めたとき。

（４）本事業は**食品認証取得補助金交付要綱**に即して実施されるため、**要綱**の内容も必ずご確認ください。**本案内**に記載のない事柄がある場合は、要綱の内容が適用されます。

（５）採択事業について、事業成果（申請者名、事業名、事業概要等）は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、本財団及び札幌市のホームページ等で公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、本財団や札幌市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

（６）事業終了後、当該年度を含め４年間、本事業にかかる売上高等の事業成果を報告、その他、本財団や札幌市が実施するアンケート調査等にご協力ください。

11　本補助金に関するお問合せ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団　販路拡大支援部
〒003-0005 札幌市白石区東札幌５条１丁目１番１号　札幌市産業振興センター
電話:011－820－2062　（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）